



研究倫理教育について

本学に所属する研究者(研究に従事する職員、大学院生、研究員等)は、所属する学部等責任者の指示に従って、研究倫理教育を必ず受講する必要があります。各学部等の特性に応じた研究倫理教育の他、日本学術振興会が提供する研究倫理教育eラーニングコースである「el CoRE」を受講し、その修了証を学部等責任者に提出することを義務化しています。

また、一般財団法人公正研究推進協会(APRIN)が提供する研究倫理教育eラーニングコースである「APRIN eラーニングプログラム(eAPRIN)」の受講についても推奨しています。

研究データの保存について

研究を遂行するためには、定められたガイドラインや諸規定を遵守するほか、倫理性と清廉性をもって研究を行うことが必要です。そのほか、研究成果の検証可能性を確保するために、研究データは適切に保存、管理することが研究者に求められています。万が一、研究者自身が不正行為に対する疑惑をかけられた際に、自己防衛に資することにもつながるためです。

本学では、研究データの保存期間を研究成果の発表後5年間と明確に定めています。研究データの適切な保存、管理をお願いします。

問い合わせ

神戸学院大学

研究支援センター 研究支援グループ



電話番号 078-974-4297

E-mail kenkyu@j.kobegakuin.ac.jp

URL <https://www.kobegakuin.ac.jp>

(より詳細な情報は本学ホームページ「公正な研究及び研究費の適正な取り扱いへの取り組み」をご参照ください。)

【2020年3月発行】

研究活動上の不正行為を防止するために

研究者のための不正防止必携ガイド

研究活動上の不正行為とは

「不正行為」とは、研究者倫理に反し、研究活動および研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨をゆがめ、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為を指します。中でも、特定不正行為と呼ばれている、「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」については、より重大なものとして位置付けられています。

心当たりはありませんか？

これらの不正行為に関与した場合、採択される科研費などの競争的資金等に対して、その助成元である文部科学省や日本学術振興会などからの返還命令や、申請の制限等の措置が検討されるほか、本学において懲戒処分等の措置が検討される可能性があります。

また、不正行為に関与していない場合でも、当該不正行為があった研究に係る論文等における責任著者である場合は、その責任著者に対して同様の措置が検討される可能性があります。

神戸学院大学



不正行為を発見した際の 対応方法について

- 不正行為の通報を行う方によって、窓口（通報先）が異なります。
- 電話での通報の際は、最初に不正行為の通報であることをお伝えください。
- 不正行為の通報については、誹謗中傷を防ぐために、氏名、連絡先のない通報については受け付けません。直接の通報や電話での通報の際、必ず氏名、連絡先をお伺いします。電子メール、封書等での通報の際は、必ず氏名、連絡先等を明記してください。
- 通報の際に同った氏名、連絡先、通報の内容は、目的以外に使用しません。

